

平成29年10月 6日
九州地方整備局
鹿児島国道事務所

平成29年度初めての特殊車両等合同取締りを実施します。

解禁日指定 平成29年10月11日12:00以降

10月は鹿児島県内の過積載絶滅運動期間となっており、鹿児島運輸支局及び各関係機関が連携し、過積載を原因とした事故や道路の損傷を未然に防ぐため、街頭取締りや過積載防止の啓発活動を行っています。

今回、国土交通省鹿児島国道事務所は、10月11日（水）に鹿児島運輸支局・鹿児島西警察署・鹿児島県と合同で特殊車両等の指導取締りを下記のとおり実施しますのでお知らせ致します。

記

実施日時：平成29年10月11日（水） 10時00分～12時00分
（雨天の場合は10月17日（火）に延期予定です。実施日時の詳細については、下記問い合わせ先までご確認ください。）

実施場所：こやまだちよう鹿児島市小山田町 国道3号 小山田計量観測所（特車取締り基地）

実施機関：鹿児島国道事務所、鹿児島運輸支局、鹿児島西警察署、鹿児島県

実施内容：取締り基地に引き込みを行い、車両諸元の計測・許可証の検査等を行い、違反車両には警告や是正措置を求めます。

※マスコミ関係者の皆様へのお願い

当日、取材にお越しになる場合は、9時45分までに現地へご集合ください。
（集合場所は、次ページの位置図のとおり。）

問い合わせ先

国土交通省 九州地方整備局 鹿児島国道事務所

電話 (099) 216-3111 (代表)

管理第一課長 やの 矢野 はじめ 創 (内線 431)

特殊車両について

道路を車両が通行するにあたっては、道路構造物の保全、交通の危険防止のため、車両の大きさや重さの最高限度（一般的制限値）※が車両制限令により定められています。

最高限度を超える車両は、舗装や橋梁の損傷の原因となるばかりでなく、重大な事故を招くおそれもあることから、道路を通行する場合は、道路法第47条の2に基づく道路管理者の特殊車両通行許可を取得し、許可条件のもと通行しなければなりません。

国土交通省鹿児島国道事務所では、特殊車両が通行許可を取得し、許可条件に基づき通行しているかを取り締まる「特殊車両指導取締り」を警察の協力を得て実施しています。

また、10月は過積載絶滅運動期間となっており、鹿児島運輸支局及び各関係機関が協力し、過積載が原因による事故や道路の損傷を未然に防ぐため、街頭取締りや過積載防止の啓発活動を行っています。

※道路法の車両制限令で定められた大きさや重さ
幅2.5m、長さ12.0m、高さ3.8m、
総重量20t など



マスコミ関係者様の集合場所

【位置図】



【拡大図】



**実施場所：小山田計量観測所
(鹿児島市小山田町7050-1)**

**※マスコミ関係者の皆様へのお願い
当日、取材にお越しになる場合は、
9時45分までにご集合ください。**